

## IoT 延長保証サービス規約(冷蔵庫)

パナソニック マーケティング ジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、IoT 延長保証サービス規約(冷蔵庫)(以下、「本規約」といいます。)を以下のとおり定めます。

### 第 1 条(提供するサービス)

IoT 延長保証サービスでは、当社は、当社が指定する IoT 搭載の冷蔵庫(以下、「本商品」といいます。)に関し、延長保証サービス(以下、「本サービス」といいます。)をご利用者に提供します。

### 第 2 条(本サービスのご利用に際しての前提条件)

1. 本サービスをご利用いただくためには、本商品に関する当社指定のアプリ(以下、「本件アプリ」といいます。)をスマートフォンからダウンロードいただき、本件アプリに関する規約(以下、「アプリ規約」といいます。)に同意のうえ、ご自身が所有されている本商品を登録し、常時インターネットに接続していただく必要があります。
2. 本サービスをご利用いただくためには、本商品が本商品添付の保証書(以下、「保証書」といいます。)の対象であること、かつ本商品の購入日又は納品日のどちらか遅い日より 50 日以内に申込みいただき、当社が別途指定する適正な購入証明書等をご提出いただく必要があります。
3. 本サービスをご利用いただくためには、パナソニック株式会社が別途定める CLUB Panasonic 会員利用規約及び CLUB Panasonic プライバシーポリシーに同意していただき、CLUB Panasonic の会員登録をしていただく必要があります。なお、本サービスの提供のために用いられるご利用者の住所・氏名等の情報は、CLUB Panasonic 会員の登録情報(以下、「登録情報」といいます。)のそれとし、当該情報に変更があった場合には速やかに変更いただくものとします。
4. 本サービスをご利用いただくためには、常時インターネット接続が可能な環境が必要です。必ず事前に必要な条件をご確認ください。
5. 本サービスを利用するためには必要なスマートフォン、無線 LAN ブロードバンドルーター等の通信機器に関する費用並びに本件アプリのダウンロード及び本サービスのご利用にかかる通信費等は、ご利用者にてご負担ください。
6. 本サービスは本商品を家庭用に利用される個人(自然人)を対象にしており、法人、任意団体(法人格のない団体)又は本商品を業務用に利用される個人での加入はできません。また、ご利用者を代行した第三者での加入もできません。
7. 本サービスは日本国内の販売店で直接ご購入された新品のみが対象となります。本商品が中古品取り扱い業者からの購入、フリーマーケット、オークション等での

購入をはじめ、第三者から有償無償を問わず譲渡を受けた中古品等(以下、「中古品等」といいます。)である場合、本サービスの加入はできません。別途当社が指定し提出いただく本商品の購入証明書等で、当社が中古品等であると認めた場合には本サービスの加入をお断りいたします。

8. 本サービスの申込みは本商品 1 台につき、1 回のみ可能です。同一の本商品をご家族等複数の方が商品登録されている場合は、初めて商品登録をされた方が対象となります。
9. 未成年の方による本サービスの申込みには、保護者の方が事前に同意されることが必要です。
10. 本サービスの提供は日本国内に限ります。

### 第 3 条(本規約の適用)

本規約に定めのない事項は、CLUB Panasonic 会員利用規約及び CLUB Panasonic プライバシーポリシー及びアプリ規約(以下、あわせて「その他の規約」といいます。)の定めによるものとします。なお、本規約とその他の規約の条項が矛盾・抵触する場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第 4 条(契約の成立等)

1. 本サービスにかかる契約は、当社において、本商品のインターネット接続やご利用者からご提出された本商品の購入証明書等を確認し、当社が承認したときに成立するものとします。
2. 本サービスの登録が完了したのちに CLUB Panasonic に登録されたメールアドレス(以下、「本件登録アドレス」といいます。)に当社からサービス保証書のご案内メール(以下、「サービス保証書メール」といいます。)を送信させていただきます。なお、サービス保証書メールは第 6 条第 1 項の本件修理対応にあたりご提示いただくことがありますので、削除せずに保存してください。
3. 第 1 項に定める事項が当社にて確認できない等、ご利用者において申込み手続に不備が認められ、かつ、申込み時点で本件登録アドレスに当社が連絡をしてから 2 週間以内にご利用者からの応答がないとき、又、応答があった場合にも不備が改善されないときは、本サービスの申込みがなかったものとみなす場合があります。

### 第 5 条(本サービスの保証期間)

本サービスの保証期間は、保証書に記載の保証終了日の翌日から 2 年間とし、当該保証期間が終了すれば本サービスは終了します。ただし、保証対象は本商品の本体とし、保証書に冷媒循環回路、圧縮機、凝縮器、冷却器、毛細管、配管、冷却器用ファン、冷却器用ファ

ンモータ等、特筆して別途保証期間が定められている部品の保証期間は保証書に記載のとおりとし、本サービスの保証対象ではありません。

## 第 6 条(本サービスの内容、条件等)

1. 本サービスは、前条に定める期間に、本商品の本体に故障等の不具合が発生した場合には、ご利用者は、保証書記載の内容及び条件に準じて修理対応(以下、「本件修理対応」といいます。)を受けることができるサービスです。本件修理対応を受ける際は、ご利用者から「IoT 延長保証サービス専用窓口」にお問い合わせいただくものとし、本件修理対応を受けるための手順や注意事項等を記載した修理規約への同意など当該窓口の指示に従うものとします。
2. 前項によりお問い合わせいただいても次の場合には、本件修理対応は行わない場合があります。
  - (1) 保証書記載の「無料修理規定」に従い、使用上の誤り及び不当な修理(販売店独自の保証サービスによる修理等、当社又は当社が委託した修理業者以外の者による修理を含みます。)や改造による故障及び損傷、一般家庭用以外に使用された場合の故障及び損傷の場合
  - (2) 保証書及びサービス保証書メールのご提示がない場合、その他保証書記載の無料修理の対象に該当しない場合
  - (3) 本サービス契約成立後、本サービスの前提条件である本商品の本件アプリへの接続が長期間確認できず、第 14 条に定める連絡方法で通知する接続依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合
  - (4) 本件アプリに本商品の商品登録がされていない場合
  - (5) 本件アプリをアンインストールされている場合
  - (6) CLUB Panasonic を退会されている場合
  - (7) 本商品の譲渡等事由は問わず、登録者名ではない人から問い合わせされた場合
  - (8) 保証書又はサービス保証書メール等の改ざんがあった場合
  - (9) その他当社が本件修理対応をするのに不適切と判断する事由がある場合

## 第 7 条(情報の取り扱い)

当社は、本商品及び本件アプリによりご利用者から収集した本商品の使用回数やログ等のデータについて、以下の目的で利用できるものとします。また、本件修理対応を含む本件サービスの提供の過程においてご利用者より取得した個人情報(氏名、住所、修理履歴情報等をさします)については、次の管理責任者のもと、CLUB Panasonic 会員利用規約及び CLUB Panasonic プライバシーポリシーのプライバシー情報として [CLUB Panasonic 会員利用規約](#) 及び [CLUB Panasonic プライバシーポリシー](#)に準拠して

利用させていただくとともに、以下の各号の目的で利用させていただきます。

- (1) 本サービスの提供のため
- (2) 本サービスの改善のため

(管理責任者)

大阪府大阪市中央区城見 2-1-61 JYO タワー  
東京都品川区西五反田 3-5-20 パナソニック目黒ビル  
パナソニック マーケティング ジャパン株式会社  
代表者 堤 篤樹

## 第 8 条(契約上の地位、権利・義務譲渡の禁止)

ご利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位、権利・義務の全部又は一部について、第三者に譲渡、貸与、移転、担保設定、その他の処分(以下、「譲渡等」といいます。)をすることはできません。なお、ご利用者が第三者に対して本商品の譲渡等をした場合であっても、本規約に基づく契約上の地位、権利・義務の全部又は一部が第三者に移転するものではありません。

## 第 9 条(ご利用者の禁止事項)

ご利用者は、本サービスの利用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本商品の本件アプリへの接続を解除すること
- (2) 公序良俗に反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (3) 当社の本サービスの円滑な運営を妨げる行為
- (4) 当社の本サービスを営利として利用する行為
- (5) その他当社が不適切として判断する行為

## 第 10 条(本サービスの解除)

当社は、ご利用者が以下のいずれかに該当するものと判断した場合、ご利用者に通知することにより、本サービスの解除を行う場合があります。なお、CLUB Panasonic の会員情報が抹消されている場合等、当社からのご連絡ができない場合は通知しないものとします。当該解除は、当社のご利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 本規約等、ご利用者に適用される当社所定の各規約、条件等に違反した場合
- (2) ご利用者が、CLUB Panasonic の会員資格を喪失した場合
- (3) 登録情報の虚偽申請等された場合
- (4) 本サービス契約成立後、本サービスの前提条件である本商品の本件アプリへの接続が長期間確認できず、第 14 条に定める連絡方法で通知する接続依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合

(5) 反社会的勢力若しくは反社会的活動を行う団体に所属し、又はこれらと密接な関係を有する場合

(6) その他本規約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由がある場合

## 第 11 条(本規約の変更)

- 当社は、ご利用者の一般の利益に適合する限り、又は、契約の目的に反せず、かつ合理的な変更である限り、あらかじめご利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容、並びに当該変更等の効力発生時期を、第14条に基づき当社が定める発効日よりも前に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。
- 前項の場合、当社は、事前に相応なる期間をもって、当該通知を行い、ご利用者は変更された本規約を順守するものとします。なお、変更の内容は、当社が定める発効日より効力を有するものとします。
- 前二項の規定にかかわらず、法令等により、本規約の変更につき、ご利用者の承諾が必要な場合、当社はご利用者の承諾を得るものとします。

## 第 12 条(本サービスの変更・終了・中止・移管)

- 当社は、事前に相応の期間をもって本サービスにかかる Web サイト(以下、「本件 Web サイト」といいます。)での告知若しくは本件登録アドレス宛に電子メールを送信する方法によりご利用者に事前通知することで、本サービスの全部又は一部を変更、終了又は中止、若しくは本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させること(以下、あわせて「変更等」といいます。)ができるものとします。
- 前項にかかわらず、変更等の内容がご利用者にとって不利益ではないと相当な理由をもって判断される場合には、本件 Web サイトでの告知がなされた日又は本件登録アドレス宛に電子メールを送信した日のいずれか早い日より効力を生じるものとします。
- 第1項にかかわらず、事前に相応の期間の通知ないし告知を行うことが、事実上困難であると相当な理由をもって判断されうる場合には、当社は、事前の告知又は通知なく、変更等できるものとします。
- 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにご利用者の登録事項その他の情報を当該第三者に譲渡することができるものとし、ご利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡に

は、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第 13 条(ご利用者の責任)

ご利用者は、本サービスの利用において本規約に違反することにより、当社、他のご利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を被った者に対して、賠償責任を負うものとします。

## 第 14 条(ご利用者への通知方法)

本規約の変更に関する通知その他当社からご利用者に対する連絡又は通知は、本件登録アドレス宛に電子メールを送信する方法、本件 Web サイトでの告知その他当社の定める方法で行います。

## 第 15 条(その他)

1. 当社は本サービスに関する業務を第三者に業務委託することができるものとします。
2. 本サービスが終了した後においても、本サービスに起因して発生した事項については引き続き本規約が適用されるものとします。

## 第 16 条(本サービス窓口)

本サービスに関するお問い合わせは、本件 Web サイトに表示する「IoT 延長保証サービス専用窓口」にご連絡ください。

## 第 17 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第 18 条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本サービスに関して、ご利用者と当社の間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

## 〈付則〉

制定:2023年2月8日

改定:

2023年4月1日

2023年4月11日

2023年10月1日

2024年7月1日

2024年11月29日